第七条第二項中「前項各号の措置」を「前項第一号イ及びロ又は第二号に掲げる措置」に改め、同項第二号中「法第十条第一項の」及び「（以下「作業衛生責任者」という。）」を削り、「同項」を「法第十条第一項」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「のとおり」を「又は別表第四のいずれか」に改める。

第八条第二号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同条第三号中「別表第五」を「別表第六」に改める。

第二十五条中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第二十八条第二項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

第二十九条第二項第一号中「別表第八」を「別表第九」に、「別表第七」を「別表第八」に改める。

第三十条第二項中「別表第八」を「別表第九」に、「別表第七」を「別表第八」に改める。

第三十三条第一項第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ中「別表第九」を「別表第十」に改め、同号ロ中「別表第十」を「別表第十一」に改め、同条第二項第一号中「別表第八」を「別表第九」に改め、同項第二号イ中「別表第七第一号イ」を「別表第八第一号イ」に改め、同号ロ中「別表第七第一号ロ」を「別表第八第一号ロ」に改め、同号ハ中「別表第七第三号」を「別表第八第三号」に改める。

別表第三第二号イ(3)中「第十五条」を「第三十三条」に改める。

別表第十を別表第十一とし、別表第四から別表第九までを一表ずつ繰り下げ、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第四条関係）

一　食鳥処理場の衛生的管理

別表第三第一号に同じ。

二　食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的取扱い

イ　危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。）を用いて衛生管理を行う食鳥処理業者は、食鳥処理衛生管理者その他の食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的取扱いについて専門的な知識を有する者により構成される班を編成し、次の(1)から(7)までに掲げる措置を実施すること。

(1)　製品の名称及び種類、原材料その他必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。

(2)　食鳥の搬入、とさつ、解体、処理、保管、出荷その他の工程の流れを記載した図を、食鳥処理場における実際の工程及び施設設備の配置に則して作成すること。

(3)　次に掲げる事項を記載した文書を作成すること。

(i)　生体の受入れ、放血、湯漬、脱羽、内臓摘出又は冷却を含む工程ごとに、当該工程につき発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）（当該危害の原因となる物質が認められない場合にあつては、その理由）

(ii)　(i)の工程のうち、製品に係る食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）（重要管理点を定めない場合にあつては、その理由）

(iii)　全ての重要管理点ごとに、当該重要管理点につき発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための管理措置の基準

(iv)　(ii)の確認の方法

(4)　(3)(ii)の確認により重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき改善措置の方法を記載した文書を作成すること。

(5)　製品の試験の方法その他の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法を記載した文書を作成すること。

(6)　次に掲げる事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を記載した文書を作成すること。

(i)　(3)(ii)の確認に関する事項

(ii)　(4)の改善措置に関する事項

(iii)　(5)の検証に関する事項

(7)　(3)から(6)までの規定に基づき作成した文書に従い、食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等に係る食品衛生上の危害の発生の防止のために公衆衛生上必要な措置を講ずること。

ロ　イに掲げるもののほか、次に掲げる措置を行うこと。

(1)　脱羽後検査又は食鳥とたいの体表の状況についての基準適合の確認の前に食鳥とたいの脱羽を終了すること。

(2)　内臓摘出後検査又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況についての基準適合の確認に際しては、次の事項に留意して処理すること。

(i)　食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜とたいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能な状態で検査又は確認に供すること。

(ii)　検査又は確認のための腹部の切開は、検査又は確認が実施可能な程度にとどめること。

(iii)　心臓、肝臓、脾臓、筋胃等は検査又は確認のために十分引き出すこと。

三　従事者の衛生管理

別表第三第三号に同じ。

四　その他

イ　食鳥処理業者又は食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理場内に従事者以外の者をみだりに立ち入らせないこと。

ロ　食鳥処理業者は、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置が適切に実施されるよう、次に掲げるところにより管理すること。

(1)　適正かつ計画的に実施するため必要な事項を記載した文書を作成すること。

(2)　食鳥処理衛生管理者に、当該措置が(1)の文書に基づき適切に実施されていることを確認させること。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第二百一号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村五十番地

與那原武佐

○法務省告示第二百二号

沖縄県宮古島市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年五月二十八日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年四月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古郡下地間切嘉手苅村五十番地

與那原加**眞**